

# こんなときはどうする？

## まずは地区市民センター（公民館）へ相談を

自治会活動などで困りごとがあれば、まずは最寄りの地区市民センターにご相談ください。センターでは、市の職員が皆さんの地域づくりを支援しています。お気軽にお問い合わせください。

No.	こんなとき	対処	問合せ先
16	道路の拡幅や舗装、側溝、歩道などの整備をしてほしい	市道の場合、自治会長名で、道路整備要望事前相談申出書を地区市民センター経由で、道路管理課へ提出。事前相談に係る回答書をもとに、要望内容を調整後、自治会長名で道路整備要望書を地区市民センター経由で、道路管理課へ提出（地権者の同意書が必要）。事前に問い合わせ下さい。（国道 129 号、412 号及び県道は厚木土木事務所、国道 246 号は国道道調整担当まで）。	<b>道路管理課</b> ☎225 局 2300 <b>厚木土木事務所</b> ☎223 局 1711 <b>国道道調整担当</b> ☎225 局 2350
17	道路補修などをお願いしたい ◇舗装・路肩・側溝の補修 ◇草刈・側溝清掃 ◇カーブミラー、街路灯の設置・補修 ◇路面標示など	自治会長名の要望書を道路維持課へ提出。カーブミラーや街路灯設置の場合は、関係地権者の承諾（同意）が必要。詳細はお問い合わせください。	<b>道路維持課</b> ☎225 局 2320
18	違法の看板や貼り紙などを除去してもらいたい	市に通報いただければ、状況確認後、対処します。	<b>道路管理課</b> ☎225 局 2301 <b>都市計画課</b> ☎225 局 2401
19	道路交通法に関する規制の新設や補修をしてほしい （横断歩道・一時停止線・信号機など）	①書面（厚木警察署） ②Eメール（県警HP） ③電話で県警窓口（交通規制課）へ。	① <b>厚木警察署</b> （水引 1-11-10） ② <b>県警HP</b> 「道路標識・交通信号機意見箱」で入力 ③ <b>県警交通規制課</b> 標識 BOX・信号機 BOX 担当 ☎045・211 局 1212